

注意

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう。

交通事故にあったら、ただちに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センターで交通事故証明書を発行してもらえるようにしてください。(自転車の単独事故の場合も同様です。)

交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金の支給は受けられませんので、十分ご注意ください!!

対象となる交通事故とは (日本国内の事故のみ対象)

- ①車両(自動車、オートバイ、自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書(原則として人身事故扱いとされたもの)が発行されたもの
- ②電車等の運行による事故で、警察署が証明したもの又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの
- ③車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支払われたもの又は救急車等の搬送証明書が得られるもの(見舞金の最高限度額3万円)

見舞金が支払われないもの

- ①会員の無免許運転、酒気帯び運転
- ②会員又は見舞金受取人の交通事故以外の犯罪行為
- ③会員の故意又は重大な過失
- ④地震、津波、噴火、内乱その他の異変
- ⑤再発、後遺症
- ⑥その他、ベビーカーや一輪車の単独事故など、上記に掲げる「対象となる交通事故」に該当しない事故



見舞金の請求について

死亡(交通事故による即死及び交通事故による傷害を原因として交通事故にあった日から1年以内に死亡したもの)の場合は速やかに、傷害の場合は※治つてから(症状が固定した場合を含む。)請求してください。※症状固定後の後遺症の治療(形成術の施術等含む。)は対象となりません。

ただし、次の場合は治る前でも、請求できます。

①交通事故の日から3か月を経過しても、その傷害が治らない場合

②生活保護法による保護を受けている場合

なお、交通事故により死亡した日、又は傷害が治った日(症状が固定した日)から2年を経過すると請求ができません。

見舞金を請求するときは

見舞金の請求は、加入申込みをした市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口で行うこととなります。

その際、交通事故証明書や診断書など、発行に費用がかかる書類が必要となりますので、必要書類を揃える前に、まずは窓口に相談してください。

下の表の書類を市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口に提出してください。

見舞金の種別 必要な書類	傷害	死亡	身障	交通 遺児
会員証(集団会員は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
交通事故証明書等※	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
診断書(交通災害共済用)※	<input type="checkbox"/>			
死亡診断書又は死体検案書		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
身体障害者手帳の写し			<input type="checkbox"/>	
身体障害者診断書の写し			<input type="checkbox"/>	
戸籍謄本				<input type="checkbox"/>
印鑑	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※交通事故証明書や診断書は、原本を持参してください。
なお、その他の書類が必要となる場合もあります。

交通事故証明書等とは

①自動車などによる死傷事故の場合

会員の名前が載っている自動車安全運転センターの発行した人身事故扱いの交通事故証明書(物件事故扱いのものについては、この他に自賠責保険(自動車損害賠償保障法に基づく保険又は共済、いわゆる強制保険)の支払証明書又は救急車等の搬送証明書などが必要になります。)

②電車などによる死傷事故の場合

警察署の証明する書類又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明する書類

③自動車などの事故で会員の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合(物件事故扱いの事故で同乗者の場合等)

自賠責保険の支払証明書又は救急車等の搬送証明書(見舞金の最高限度額3万円)

診断書(交通災害共済用)とは

①医師又は歯科医師の発行する交通災害共済用診断書(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)

②柔道整復師(ほねつき、接骨)の発行する施術証明書(用紙は上記診断書用紙を修正してご使用ください。)

この場合、骨折又は脱きゅうに限りあらかじめ、**医師の同意書**(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)が必要になります。ただし、施術実日数が16日未満の応急手当の場合は、医師の同意書は必要ありません。

転居した場合について

共済加入後に加入申込みをした市町村以外に転居した場合でも、加入申込みをした市町村窓口で見舞金の請求をすることができます。この場合には、転居先の住民票の抄本等が必要になります。(転居後も共済期間中は、加入申込みをした市町村でのお取り扱いになります。)

共済見舞金

●死 亡 = 150万円

●傷 害 = 2万円~50万円 (下表参照)

●身体障害 (1級又は2級) = 傷害見舞金のほかに50万円

●交通遺児 = 交通遺児1人につき10万円

傷害見舞金等級表

傷害を受けた際の治療のための入院・通院した日数に応じた下表の額となります。

等級	入院の日数及び実際に通院して治療した日数(再発・後遺症は含まれません)	金額
1	286日 ~	500,000円
2	271日 ~285日	475,000円
3	256日 ~270日	450,000円
4	241日 ~255日	425,000円
5	226日 ~240日	400,000円
6	211日 ~225日	375,000円
7	196日 ~210日	350,000円
8	181日 ~195日	325,000円
9	166日 ~180日	300,000円
10	151日 ~165日	275,000円
11	136日 ~150日	250,000円
12	121日 ~135日	225,000円
13	106日 ~120日	200,000円
14	91日 ~105日	175,000円
15	76日 ~ 90日	150,000円
16	61日 ~ 75日	125,000円
17	46日 ~ 60日	100,000円
18	31日 ~ 45日	75,000円
19	16日 ~ 30日	50,000円
20	6日 ~ 15日	30,000円
21	1日 ~ 5日	20,000円

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう!!
その際は、“人身事故扱い”的手続きをしてください。

